

令和6年度 第1回新潟市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 令和6年7月10日（水）
午後1時30分から午後3時
場 所 白山会館1階 芙蓉の間

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和6年度 新潟市国民健康保険事業会計予算の概要 資料1
- (2) 令和6年度 新潟市国民健康保険事業概要 資料2
- (3) 令和6年度 新潟市国民健康保険運営協議会スケジュール 資料3

3 その他

- (1) 令和6年能登半島地震に対する国民健康保険支援状況 参考資料
- (2) 第三期保健事業実施計画（データヘルス計画）
 - ・ 第四期特定健康診査等実施計画の策定

4 閉 会

1 国民健康保険料率

令和6年度保険料率

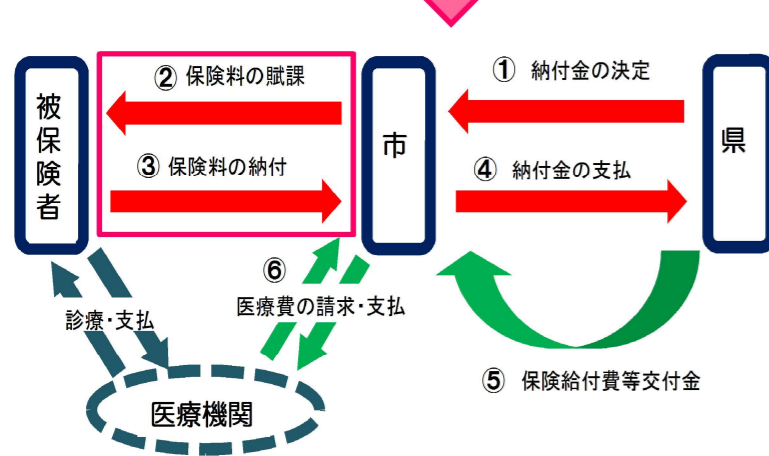
(単位:円)

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.6%	3.1%	2.5%
均等割	17,700	7,200	14,100
平等割	22,200	9,000	-
賦課 限度額	650,000	240,000	170,000
1世帯当たり平均年間保険料見込み ※世帯人数・所得等により異なる			155,111

○ 令和6年度の国保会計は、約1.8億円の赤字が見込まれ、加入者の所得状況は一部に好転の兆しが見込まれるものの、長引く物価高や社会・経済の見通しが不透明である状況を考慮し、国民健康保険事業財政調整基金を取崩すことで、保険料率を据置きました。

医療分: 国保の医療費に充てるもの
支援分: 後期高齢者医療制度(75歳以上)を支えるもの
介護分: 介護保険制度の費用に充てるもの

～国保の仕組み～



～料率の経緯～

※平成29年度までは2年単位で設定

年度	経緯
平成26年度	据置き
平成27年度	据置き
平成28年度	据置き
平成29年度	据置き
平成30年度	引下げ
令和元年度	据置き
令和2年度	据置き
令和3年度	据置き
令和4年度	据置き
令和5年度	据置き
令和6年度	据置き

2 国民健康保険事業財政調整基金の状況

○ 令和6年度は保険料率を据置かため、基金を約1.8億円取り崩す予算とし、6年度末の基金残高は約30億円と見込んでいます。しかし、加入者の所得や収納率の低下により、保険料収入が見込みよりも低下する場合は、更なる取崩しを行う場合があります。

(単位:千円)

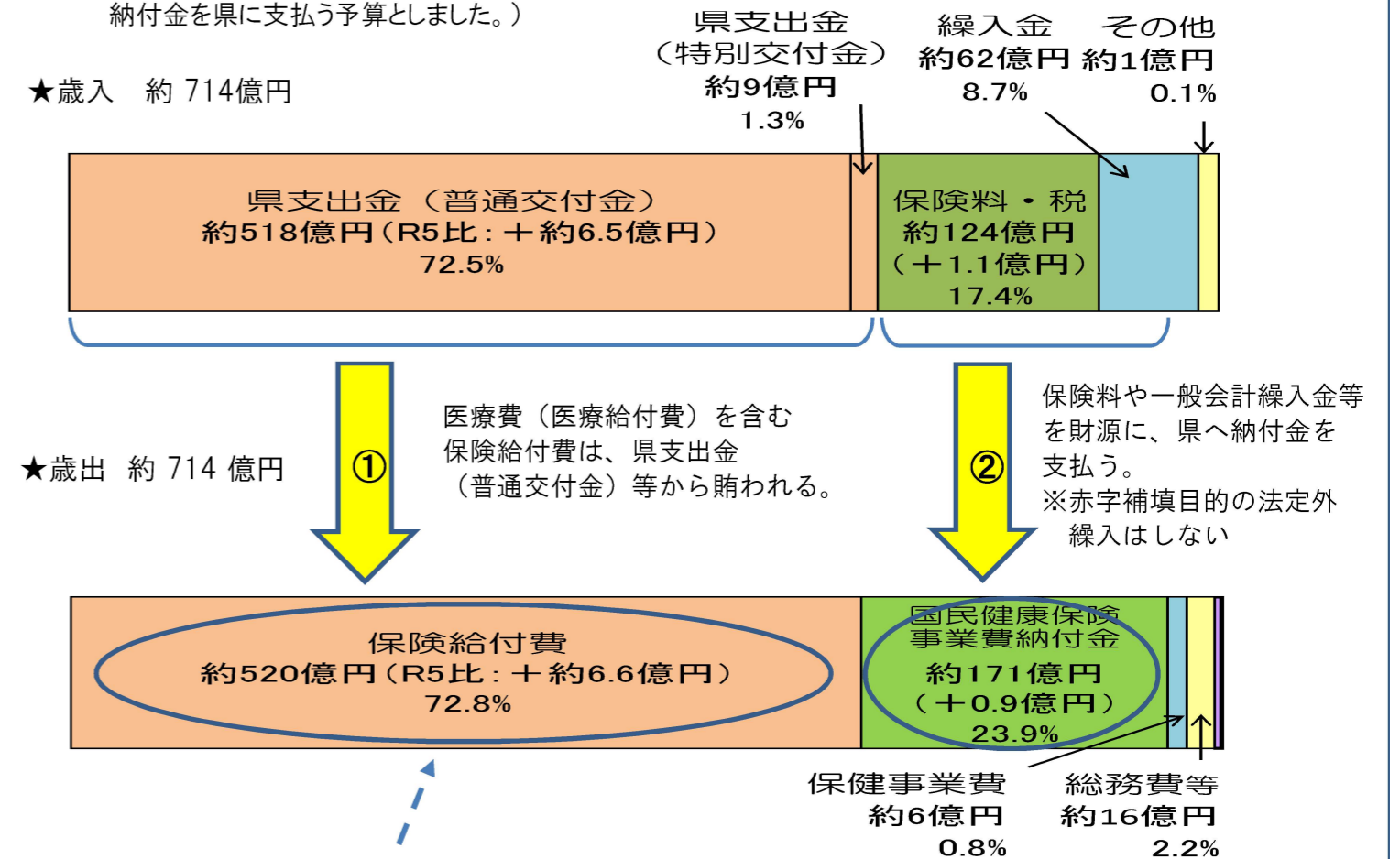
	積立額	取崩額	年度末残高
R4年度	305,818	189,011	3,159,013
R5年度	25,614	0	3,184,627
R6年度(見込)	959	178,369	3,007,217

3 令和6年度 国民健康保険事業会計予算及び本市の国保の状況

○ 令和6年度 国保予算の規模は約714億円(昨年度比 +約6億円)

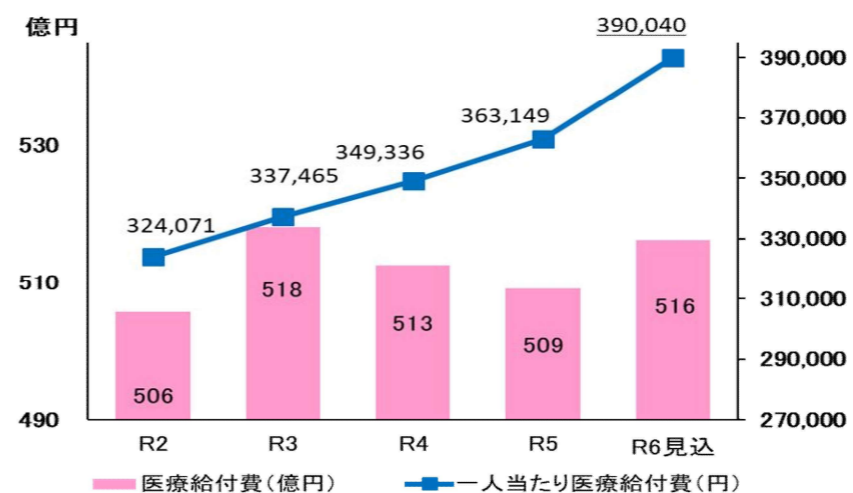
① 新型コロナ5類移行等により医療機関の受診が増加していることなどを勘案し、保険給付費は約6.6億円の増加を見込みました(歳入の県支出金も同額増額)。

② 県への納付金(約171億円)は昨年度比+約1億円です。所得の増加等により、保険料収入も増加を見込んでいます。(保険料収入は増加するがなお収支不足が見込まれたため、基金を取崩し、繰入金として国保会計に受入れ、納付金を県に支払う予算としました。)



医療給付費と一人当たり医療給付費

(医療給付費に審査手数料等を加えたものが保険給付費)



※高齢化の進行や医療の高度化等により一人当たり医療給付費は増加しています。

令和6年度 新潟市国民健康保険事業概要

令和6年度の国民健康保険事業においては、引き続き被保険者の健康の保持増進、医療費適正化に加え、適正な資格管理・賦課、及び保険料収納対策等を進めていきます。

また、令和6年3月に策定しました国民健康保険法と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「第三期保健事業実施計画(データヘルス計画)」及び「第四期特定健康診査等実施計画」によりPDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施します。

1 被保険者の健康の保持増進・医療費適正化

(1) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上

令和4年度、新潟市の特定健診受診率は38%でした。

新潟市の特定健診受診率は年々増加していましたが、コロナ禍の影響を受け、令和2年度は前年度を大きく下回りましたが戻りつつあります。

令和6年度は、データヘルス計画であげている目標受診率45%をめざし、各保健事業に取り組み、受診率向上に努めていきます。

【特定健診受診率・特定保健指導実施率】(法定報告値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診受診率	34.4%	37.0%	38.0%
特定保健指導実施率	16.0%	14.3%	15.7%

※令和5年度は集計中

(2) 生活習慣病重症化予防

特定健康診査結果等に基づく医療機関への受診勧奨や、重症化リスクが高い人への保健指導に取り組み、重症化予防に努めます。

① 医療機関受診勧奨対策

生活習慣病の重症化予防のため、以下の対象者について医療機関への受診勧奨を行い、そのうち重症化リスクが高い人へ家庭訪問等による保健指導を実施します。

- ・ 特定健康診査の結果、医療機関への受診が必要な人
- ・ 糖尿病の治療の継続受診が、一定期間以上確認できない人

【令和4年度 受診者勧奨通知送付者の受診数・受診率】

令和4年度通知者のうち、通知や保健指導により6か月後までに生活習慣病(疑いを含む)により受診した人

	通知者数	受診数	受診率※
特定健診結果から医療機関受診が必要な人への受診勧奨	930人	258人	30.2%
糖尿病の治療の継続受診が確認できない人への受診勧奨	102人	39人	45.3%

※受診率は資格喪失者等を除いて算出

(令和5年度通知送付者の受診率は集計中)

② 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、個別・集団指導を行います。

令和4年度より、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施(注1)を開始し、ハイリスクアプローチとして、75歳以上の後期高齢者も対象として個別指導を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別指導実施人数(国保)	33人	33人	26人
個別指導実施人数(後期)	-	2人	8人
集団指導※	オンライン視聴回数 (国保のみ)42人	オンライン視聴回数 138人	81人

※令和3、4年度は、事前収録によるオンライン講演会(医師等講話)を実施。

(注1)高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について

高齢者の心身多様な課題に対応し、決め細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施するもので、令和6年度までに全市町村で実施することが求められている。

③ 重複・頻回・多剤併用受診者への対策

疾病の早期回復や医療費抑制のため、重複・頻回受診者に対し、適正受診の啓発を目的とした保健指導を実施します。

また、多剤併用者に対し、服薬情報通知を送付し、飲み間違いや飲み合わせの悪い薬が重なることによる問題を減らし、薬効の重複などの不適切な処方を適正化することで、医療費の削減を図ります。

【対象】

重複受診(服薬)者	同一疾病で同一月内に3医療機関以上、3か月以上継続して受診し、同一薬効の薬剤を投与されている者。ただし、医療機関からの紹介や検査のための重複受診は除く。
頻回受診者	同一疾病で同一月内に15日以上、3か月以上継続して受診している者。ただし、人工透析、精神科デイサービス、交通事故の後遺症、難病の治療に係る受診等は除く。
多剤併用者	60歳以上であり、2医療機関以上で、月14日以上、合計6種類以上の内服薬を処方されている者。ただし、がん及び精神疾患の治療中と推測される薬剤を処方されている者は除く。

【通知者数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重複受診者	24人	22人	20人
頻回受診者	27人	33人	31人
多剤併用者	2,694人	2,399人	2,229人

(3) 各種検診等への助成

疾病の予防及び早期発見・早期治療により医療費を抑制することを目的として、健康増進法に基づき実施している各種がん検診等について、国保加入者に対し自己負担額の2分の1を助成します。

【(参考)各種がん検診受診率】

各種がん検診年報(R5年9月)より

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃がん	28.8%	25.2%	25.8%
肺がん	9.7%	12.8%	13.1%
大腸がん	25.6%	26.2%	26.3%
子宮がん(頸部)	22.1%	21.5%	21.3%
乳がん(マンモグラフィ)	19.1%	19.7%	20.7%
成人歯科健診	5.6%	5.9%	5.7%

※前立腺がん(5歳間隔で実施)の受診率は、各歳の農林水産業従事者数が公表されていないため算出不可

(4) ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進

ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担軽減額を、被保険者に「ジェネリック医薬品差額通知」として送付します。

本市の使用割合は、令和2年3月審査分で国が定める目標の80%を達成しており、令和3年度よりジェネリック医薬品差額通知送付回数を年1回にしていました。令和6年度からは、他政令市の通知状況を踏まえ、通知回数増によるジェネリック医薬品効果額の増額も見込まれることから、年に2回通知を送付予定としています。

また、ジェネリック医薬品希望カードを、各区区民生活課(中央区は窓口サービス課)で希望者に配布し、ホームページ等による広報を行います。

【ジェネリック医薬品差額通知の送付(7月)】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通知件数	9,779件	9,265件	7,781件

【ジェネリック医薬品使用割合】

(出典：国民健康保険中央会)

	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
※1 数量シェア	81.5%	82.9%	85.0%

※1 数量シェア＝後発医薬品の数量÷(後発医薬品のある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量)

※2 年月はレセプトを国保連合会で審査された月

(5) 医療費通知の送付

健康に対する意識を高め、医療費の削減や適正受診に関して周知を図るため、医療費総額や受診日数、受診内容等を被保険者に通知します。

また、通知書は医療費控除添付書類として使用可能となったため、令和元年度より、年1回2月に送付しています(令和5年度は、97,477件の通知を送付)。

(6) 第三者行為求償事務の実施

損害保険関係団体との覚書を締結したことにより、交通事故などの第三者行為による傷病の早期把握に努めるとともに、その求償を適切に行い、求償実績の向上を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 納 件 数	143 件	85 件	107 件
収 納 額	61,388 千円	61,611 千円	38,571 千円

※案件1件あたりの収納額が大きく異なるため、収納額は毎年上下します。※令和5年度は集計中

2 適正な資格管理・賦課

(1) 賦課

- ・ 例年同様、7月に対象世帯に保険料決定通知書を送付しますが、令和6年能登半島地震の影響により被災した世帯に対する減免について、引き続き適切な周知を図ります。
(減免対象保険料は令和6年1月から令和7年3月31日までが納期の保険料)

(2) 資格管理

- ・ オンライン資格確認の運用により、医療機関等で最新の資格情報をオンラインで確認できるようになったことにより、資格喪失した方の保険証利用を防止できるようになっており、さらにマイナ保険証利用のメリットについて周知を図ります。
- ・ 返納に係る適切な管理を行います。(国民健康保険の保険給付について誤りが生じた場合、本人に医療給付分の返納を求める場合があります。)

【返納金決算状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調 定 額	91,265,419 円	80,869,095 円	81,162,740 円
収 入 済 額	52,521,198 円	38,902,517 円	49,683,648 円

※調定額は前年度未収入分も含まれます

3 保険料収納対策

(1) 保険料収納率の状況【重点】

新型コロナウイルス感染症が感染症法上、5 類感染症へ移行したことにより、対面による相談を再開したが、対面による相談が積極的に行えなかった令和 3 年度および令和 4 年度分の滞納額が令和 5 年度へ繰越されたことにより、収納率は前年度を下回りました。

令和6年度も引き続き、きめ細かな滞納者対策を講じながら、健全で安定した国保財政の維持のため、保険料の収納確保に努めます。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度 (目標値)
現年分収納率	94.62%	94.18%	94.17%	94.20%
滞納繰越分収納率	18.22%	17.34%	16.17%	17.30%
口座振替利用割合	64.44%	66.60%	65.27%	65.13%

(2) 収納率向上に向けた取組

口座振替の利用促進や民間委託の「保険料納付お知らせセンター」による初期滞納世帯に対する催告などの取組を進め、収納率向上に努めます。

また、スマートフォン決済を利用した国民健康保険料のキャッシュレス納付（「PayPay」や「LinePay」のスマートフォンアプリによる決済）。により、銀行やコンビニ等での対面納付をせず、スマートフォンを使って、自宅等で何時でも納付できることとなり、収納率の向上を図るものです。

【国民健康保険料滞納世帯状況】

※各年度3月末時点の値 ※令和5年度は集計中

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国保加入世帯数	100,412 世帯	98,729 世帯	95,281 世帯
滞納世帯数	11,885 世帯	11,059 世帯	10,225 世帯
割合	11.84%	11.20%	10.73%

【滞納処分状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
差押件数	143 件	166 件	46 件
差押金額	68,178 千円	55,903 千円	12,311 千円

※参加差押え及び債権管理課実施分を含む(債権管理課実施分は R2 まで) ※令和5年度は集計中

令和6年度 国民健康保険運営協議会スケジュール

第1回	令和6年7月10日(水) 午後1時30分 令和6年度国民健康保険事業会計予算について 令和6年度国民健康保険事業概要(昨年度実績・6年度目標等)について 令和6年度新潟市国民健康保険運営協議会スケジュールについて	白山会館
研修会	令和6年11月21日(木) 午後1時30分 保険料率の検討に係る研修【非公開・任意参加】	対策室2
第2回	令和6年12月25日(水) 午後1時30分 令和7年度保険料率の検討について(諮問) (県納付金の仮算定を受けた令和7年度国保会計収支見込報告) 答申の方向性を確認	白山会館
第3回	令和7年1月16日(木) 午後1時30分 令和7年度保険料率の検討について (県納付金の本算定を受けた令和7年度国保会計収支見込報告) 答申書案の検討について	白山会館
(第4回)	(令和7年1月22日(水) 午後1時30分) 予備日	講堂1・2
答申	令和7年1月下旬 会長より市長へ答申	

【新潟県国民健康保険団体連合会主催】

国民健康保険運営協議会委員・国保主管課長合同研修会

令和6年8月6日(火)午後1時～ 朱鷺メッセ2階「メインホール」

※内容は講義形式、参加は任意です。

令和 6 年能登半島地震 国民健康保険に係る支援状況について

1. 国民健康保険料の減免等（別紙 1 参照）

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の影響により、住家が一定以上の損害を受けた方などは、申請により国民健康保険料の全額減免を実施しています。

また、納付の困難な世帯に対して、状況に応じて納付猶予や分納などの被保険者に配慮した収納対策もあわせて実施しています。

令和 6 年 1 月より受付を開始しました。

対象期間：令和 6 年 1 月から令和 7 年 3 月 31 日までが納期の保険料

財 源：国費 10/10

【減免実績】 ※令和 6 年 5 月末時点

申請件数	701
減免額	18,172,800

2. 国民健康保険一部負担金の免除（別紙 2 参照）

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の影響により、住家が一定以上の損害を受けた方などは、医療機関・薬局での自己負担分の免除を実施しています。

令和 6 年 1 月より医療機関・薬局の窓口において対象者であることを申告いただくことで、自己負担分の支払いが不要になります。

対象期間：令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 9 月末まで


財 源：国費 10/10

【免除実績】 ※令和 6 年 5 月末時点

免除件数	3,537
免除額	24,569,564

税金や保険料等の軽減や支払い猶予等 [F020]

更新日付：2024/2/7

制度の名称	国民健康保険料の減免等
支援の概要	住家が一定以上の損害を受けた方などは、申請により国民健康保険料の減免または支払いを猶予することができます。
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。
対象者	●主たる生計維持者の居住する住宅に損害（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）を受けた国民健康保険に加入している世帯 ●主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入のいずれかが前年より30%以上減少が見込まれる国民健康保険に加入している世帯（前年の合計所得が1,000万円以下である等の要件があります。）
申請方法	●各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）の窓口へ下記書類を提出してください。 ・国民健康保険料減免申請書 ・罹災証明書の写し（住宅損壊の場合） ※主たる生計維持者の収入減少の場合は、別途必要書類があります。
措置の期間等	●令和6年1月から令和7年3月31日までの納期の保険料
お問い合わせ	●各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・北区 区民生活課 税保険料係 025-387-1285 ・東区 区民生活課 保険料担当 025-250-2275 ・中央区 窓口サービス課 保険料係 025-223-7154 ・江南区 区民生活課 税保険料係 025-382-4241 ・秋葉区 区民生活課 税保険料係 0250-25-5677 ・南区 区民生活課 税保険料担当 025-372-6137 ・西区 区民生活課 保険料担当 025-226-1085（保険年金課） ・西蒲区 区民生活課 税保険料係 0256-72-8340 ●保険年金課 025-226-1085 ※手続きは各区役所になります
ホームページ	 https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/hoken/kokuho/hokenryo/keigen_genmen/nenkingenmen.html
申請に必要なもの	詳細はHPをご参照ください。
電子申請	

税金や保険料等の軽減や支払い猶予等 **[F021]**

更新日付：2024/3/13

制度の名称	国民健康保険一部負担金の免除
支援の概要	住家が一定以上の損害を受けた方などは、医療機関での医療費の窓口支払いが免除されます。
支援の種類	免除
支援の内容	<p>●医療機関で対象者であることを申告すると、窓口で支払う一部負担金が免除されます。</p> <p>※罹災証明書の提示は不要。</p> <p>※入院時の食費・居住費などは免除の対象外。</p> <p>※後日、対象者であることの確認を行うことがあります。確認の結果、免除の対象者でない場合は、自己負担分が請求されます。</p> <p>●対象者で、令和6年1月1日以降に受診した分の一部負担金（医療費）をすでに支払っている場合、申請により還付を受けることができます。</p>
対象者	<p>●災害により、次に該当する新潟市国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家が損害（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊、準半壊）を受けた ・世帯主が業務を廃止・休止または失職して現在収入がない
申請方法	<p>●すでに支払った一部負担金（医療費）の還付の申請をする場合は、次の書類を区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）へ提出してください。</p> <p>①一部負担金等還付申請書（所定の様式）</p> <p>②罹災証明書（写）</p> <p>③領収書（原本）</p>
措置の期間等	●令和6年1月1日から令和6年9月末まで
お問い合わせ	<p>●各区役所区民生活課・窓口サービス課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区 区民生活課 給付係 025-387-1275 ・東区 区民生活課 給付係 025-250-2265 ・中央区 窓口サービス課 給付係 025-223-7149 ・江南区 区民生活課 給付係 025-382-4235 ・秋葉区 区民生活課 給付係 0250-25-5676 ・南区 区民生活課 給付担当 025-372-6135 ・西区 区民生活課 給付係 025-226-1077（保険年金課） ・西蒲区 区民生活課 給付係 0256-72-8336 <p>●保険年金課 025-226-1077</p> <p>※手続きは各区役所になります</p>

新潟市国民健康保険

第三期保健事業実施計画(データヘルス計画) 第四期特定健康診査等実施計画

令和6年3月
新潟市福祉部 保険年金課

冊子は新潟市ホームページに掲載しております。

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/fukushi/jissikeikakuH30-H35.html>